

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市職員に対する児童手当等事務取扱規則の一部を改正する				
	規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に伴い、児童手当の支給要件のうち所得制限が撤廃されるため、「東大和市職員に対する児童手当等事務取扱規則」の一部改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>① 児童手当の支給要件のうち所得制限が撤廃されるため、規則の題名を「東大和市職員に対する児童手当等事務取扱規則」から「東大和市職員に対する児童手当事務取扱規則」に改める。</p> <p>② 各条文の「児童手当等」を「児童手当」に、各種様式における「児童手当・特例給付」の文言を「児童手当」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和6年10月1日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。